

JIS

防護服—ハンドナイフによる切創及び突刺し
きずを防護するための手袋及びアームガード—
第2部：鎖かたびら以外の材料からなる
手袋及びアームガード

JIS T 8121-2 : 2018

(JSAA/JSA)

平成 30 年 4 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
(委員)	緒方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会
	小野 真理子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合 研究所
	木村 俊 夫	公益社団法人日本アイソトープ協会
	釘宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	利岡 和 範	日本安全靴工業会
	根岸 公一郎	株式会社千代田テクノロ
	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会
	播摩 吉 男	公益社団法人日本保安用品協会
	山田 崇 裕	近畿大学
	由野 友 規	建設業労働災害防止協会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 19.5.25 改正：平成 30.4.25

官 報 公 示：平成 30.4.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 要求事項	2
4.1 手袋、アームガード及び防護スリーブの防護範囲	2
4.2 構造	3
4.3 材料の性質	4
4.4 人間工学的要求事項	4
5 試験装置	4
5.1 アームガード及び防護スリーブの手袋への取付け評価用試験装置	4
5.2 衝撃切創試験装置	4
5.3 切創抵抗試験装置	4
6 試験方法	5
6.1 前処理	5
6.2 調整	5
6.3 防護範囲の試験	5
6.4 アームガード及び防護スリーブの手袋に対する取付け強さ、並びに手袋の袖口内及び上肢からの防護スリーブの位置ずれに対する抵抗	5
6.5 衝撃切創試験	5
6.6 切創抵抗試験	6
6.7 アームガード及び防護スリーブの長さの測定	6
6.8 隙間寸法の試験	6
7 試験報告書	6
8 表示	7
9 使用者のための情報及び使用についての指示	7
10 図記号	8
附属書 A (規定) 人間工学試験	10
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	17
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS T 8121-2:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS T 8121 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS T 8121-1 第 1 部：鎖かたびら手袋及びアームガード

JIS T 8121-2 第 2 部：鎖かたびら以外の材料からなる手袋及びアームガード

JIS T 8121-3 第 3 部：布はく、皮革その他の材料の衝撃切創試験

防護服—ハンドナイフによる切創及び突刺しきずを 防護するための手袋及びアームガード—第2部：鎖 かたびら以外の材料からなる手袋及びアームガード

Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 2: Gloves and arm guards made of material other than chain mail

序文

この規格は、2003年に第1版として発行された **ISO 13999-2** を基に作成した日本工業規格であるが、我が国の実情を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、鎖かたびら、硬質金属、硬質プラスチック以外の材料でできている耐切創性能をもつ手袋、アームガード及び防護スリーブの設計、耐切創性能、突刺し抵抗及び人間工学上の特性に関する要求事項について規定する。これらは、**JIS T 8121-1** に規定する製品よりも耐切創性能及び突刺し抵抗が劣るため、刃の先端から 20 mm の部分における刃幅が 12.5 mm を超えるナイフを使用する場合、並びにナイフが手及び腕に向かって動かされない作業で使用する場合だけを対象とする。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 13999-2:2003, Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 2: Gloves and arm guards made of material other than chain mail (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS L 0001 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法

注記 対応国際規格：**ISO 3758**, Textiles—Care labelling code using symbols (MOD)

JIS L 1930 繊維製品の家庭洗濯試験方法

注記 対応国際規格：**ISO 6330:2012**, Textiles—Domestic washing and drying procedures for textile testing (MOD)